

全部変更にあたっての論点・留意点(全体)

【前提】

0-1: 政府として定めた、関連する各種計画と、フルプランの役割と他計画の役割分担は如何にあるべきか

< No.1,4 >

(特に、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」「インフラ長寿命化基本計画」との関係整理) < No.13,14 >

0-2: 「需要主導型」から「リスク管理型」への転換にあたってのフルプランの記載内容のあり方を見直すべき < No.2,7 >

(参考: JIS 規格「リスクマネジメント」, 「国土強靱化基本計画」などを参考に記載内容を検討)

0-3: 地域・流域固有の検討項目と、全水系統一的な考え方をい検討する項目との整理が必要 < No.3 >

現行	次期 FP 論点・留意点(案)
<p>1. 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標</p> <p>※対象地域(フルプランエリア)を定義</p> <p>※水需要の見通し等を算定する際に用いた想定年度を「目途」として記載</p> <p>※計画期間は明記されていない</p>	<p>1-1: 計画期間のあり方 < No.1,2 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理型への転換の一環として PDCA サイクルを導入し計画期間を定めることが必要と考える。 ・将来の不確実性、他計画との整合などを鑑み、計画期間はどの程度の期間として設定すべきか。 <p>1-2: 新たな「水需給バランスの総合的な点検」に基づくフルプランへの記載のあり方は如何にあるべきか < No.7,8,9 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「需要主導型」と、「リスク管理型」とでは、バランス点検の位置づけ、目的及び手法が異なる。これを前提にフルプランの記載のあり方を見直すべきではないか。
<p>(1) 水の用途別の需要の見通し</p> <p>※水の用途別の想定年度における、需要の見通しを定量的に記載</p> <p>< 水道用水、工業用水 ></p> <p>フルプランエリア内の全体需要量を記載</p> <p>< 農業用水 ></p> <p>新規分のみを需要量を記載</p>	<p>1-3: 「需要の見通し」の想定及び示し方はどうあるべきか < No.1,2,7 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土形成計画(広域地方計画)など、政府として目指している将来像と整合をとることも必要と考える。 ・また、答申にある水需要を巡る社会経済情勢等の不確定要素をどの様に想定したのかなど、計画立案時の需要の見通しの想定にあたっての基本的な考え方を示すべきではないか。
<p>(2) 供給の目標</p> <p>※定性的な目標を記載(1/10 渇水リスクに対する目標)</p> <p>「近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすること」</p> <p>※施設の供給可能量を記載</p> <p>< 水道用水、工業用水 ></p> <p>掲上した「新規施設」と「既存施設」を合計した、以下の全体供給可能量を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/20 供給可能量 ・計画当時の供給可能量 <p>< 農業用水 ></p> <p>新規施設分の供給可能量を記載</p>	<p>1-4: 「供給の目標」の設定及び示し方はどうあるべきか < 答申、No.5,6 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申では、発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクとして、「危機的な渇水」、「地震等の大規模災害」及び「老朽化に伴う大規模な事故」も対象とすべきとある。 ・危機的渇水、地震、老朽化というそれぞれのリスク別、規模別に目標を示すべきではないか。 ・答申では、「現行フルプランと同様に、新たなフルプランにおいても、新たな水資源開発を必要とする「定量的な供給目標量」を設定する意義は薄い。」とされた。 ・リスク管理型のフルプランにおいては、「定量的な記載」は必要ないのではないか。
<p>2. 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な重要事項</p> <p>※「新築事業」及び「改築事業」を列挙</p>	<p>2-1: コストも見据え対策を立案すべき < No.10,11 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設事業(ハード対策)のコスト面の評価(費用対効果など)については、事業の主務省等が別途実施する事業評価において検討されることから、FP の検討では、その結果を確認したうえで掲上する。
<p>3. その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項</p> <p>※水源地対策、水環境改善、地下水の保全・利用、水質向上・水利用の合理化、水利調整等の事項を記載</p>	<p>3-1: 「水需給バランスの総合的な点検」にもとづく必要な対応策の積み上げの考え方は如何にあるべきか < No.7,8,9,12 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクの際に確保すべき「最低限必要な水」はどのように設定すべきか。 ・ソフト対策には、定量的評価がある程度可能な対策と困難な対策がある。ソフト対策をどのように評価し、どこまで対策として位置づけるべきか。 <p>3-2: 節水型社会の構築に向けての留意点 < No.15,16,17 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水型社会に向けての施策は、地域固有の水利用形態など地域の実情を踏まえ立案すべき。また、生活の質を落とすことを求める施策は盛り込むべきではない。 <p>3-3 水循環政策の推進 < No.18,19 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水循環基本計画」に基づき、今後、計画策定が見込まれる流域水循環計画との役割分担をどうすべきか。
	<p>その他: 定期的な点検はいかにあるべきか < No.5,20,21,22 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とするリスク(渇水、地震、事故)による結果(影響)の変化を含む、点検項目・評価手法は如何にあるべきか(モニタリング手法の検討) ・また答申では「定期的な点検においては、実際に発生した渇水を対象として……検証することが必要」とされている。